

まちづくり活動団体助成

目的

一定地域における「まちづくり」を積極的に推進しようとする団体に対し、調査・研究等の活動経費の一部を助成することにより、地域住民の主體的なまちづくりの推進を図る。

概要

【支援対象団体】

- ・ 岐阜市都市景観条例に基づき認定された都市景観形成市民団体
- ・ 岐阜市市街地再開発準備組織等補助金交付要綱に基づく認定団体

【助成対象となる経費の内容】

- ・ 景観の保全、形成や再開発等についての計画立案、広報活動、学習会、研修会等に要する費用

【助成金額】

景観

- ・ 1回 35万円が上限、年1回で通算5回まで交付

再開発等

A助成

- ・ 支援対象：様々なまちづくりの推進研究を目的とする組織
- ・ 支援金額：年間 10万円
- ・ 助成期間：2年間

B助成

- ・ 支援対象：支援対象団体の活動内容によりそれぞれに支援する金額を定めている。
- ・ 支援金額：

市街地再開発事業の推進研究を目的とする組織

年間 20万円 + 5千円 × 会員数

(但し限度額 100万円かつ事業費の2分の1以内)

優良建築物等整備事業の推進研究を目的とする組織

年間 20万円 + 5千円 × 会員数

(但し限度額 50万円かつ事業費の2分の1以内)

街並み整備推進事業の推進研究を目的とする組織

年間 3万円 + 5千円 × 会員数

(但し限度額 20万円かつ事業費の2分の1以内)

対象エリア

「再開発等」の場合は、活動区域が市街地総合再生計画区域内、中心市街地活性化基本計画に定める区域であること。